

横浜能楽堂の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制定 平成 24 年 3 月 31 日 文文第 1055 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市能楽堂条例（平成 7 年 9 月横浜市条例第 45 号。以下「条例」という。）第 6 条に規定する横浜能楽堂の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

（選定）

第 2 条 選定は、市長が定める団体（以下「申請団体」という。）から横浜市能楽堂条例施行規則（平成 8 年 1 月横浜市規則第 1 号）及び別に選定要項に定める提出書類を提出させ、当該提出書類の内容を審査することにより実施する。

2 申請団体は、あらかじめ市長が定める期日までに、前項の提出書類を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出された申請書等の内容が、選定要項に定める要件を満たさないものである場合には、市長は、申請団体に申請書等の内容の補正を求めるものとする。

4 市長は、条例第 19 条第 1 項に規定する横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

5 市長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

（選定基準）

第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 市長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

（選定の公表及び報告）

第 4 条 市長は、選定をしたときは、速やかに当該結果を申請団体に通知するとともに、その結果を公表する。

（指定管理者の指定に係る手続）

第 5 条 市長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第 7 条の規定に基づき、公告を行うものとする。

2 指定管理者に指定された者と市長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市能楽堂の指定管理者の指定の手続に関する要綱(平成 22 年 4 月 20 日制定)は廃止する。